○薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)薬事法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

<ul><li>二十五の二 (二E) -N- [四-(三-クロロー四-フルオコーエー・コース・</li></ul>	一 一 ~ 二 十 五 ( 略) 有機薬品及びその製剤	無機薬品及びその製剤(略)	生物学的製剤及び抗菌性物質製剤(略)	生薬、動植物成分及びそれらの製剤 (略) 劇 薬 別表第三(第二百四条関係)	改正後
(新設)	一〜二十五 (略) 有機薬品及びその製剤	無機薬品及びその製剤(略)	生物学的製剤及び抗菌性物質製剤(略)	生薬、動植物成分及びそれらの製剤 (略) 劇 薬 別表第三(第二百四条関係)	改正前

(傍線の部分は改正部分)

九十八~百三十六 (略)	サン)及びその製剤  ・	九十七 (略)	九十六の二十四 ブレンツキシマブ ベトチン及びその製剤	二十七〜九十六の二十三 (略)	チルカルバミン酸メチル(別名リオシグアト)及びその製剤b] ピリジン―三―イル)ピリミジン―五―イル)―N―メーフルオロフエニル)メチル]――H―ピラゾロ[三・四―	二十六の三十五 N- (四・六-ジアミノ-ニー { [ (二)	二十六~二十六の三十四(略)	二十五の三~二十五の八(略)
九十八~百三十六 (略)	(新設)	九十七 (略)	(新設)	二十七~九十六の二十三(略)		(新設)	二十六~二十六の三十四(略)	二十五の二~二十五の七(略)